

県青少年健全育成審議会の答申を踏まえ、平成27年2月3日付けで下記1の書籍1点を「青少年の健全な育成に有益な書籍」として推奨しました。  
(県青少年健全育成条例第12条)

また、同日付けで、下記2の図書類3点を「青少年に有害な図書類」として個別指定しました(同条例第18条第1項)。

そのほか、下記3の計19点の図書類について「青少年に有害な図書類(包括指定)」である点を県社会環境調査会において確認しました(同条第2項第1号及び第2号)。

※ 本県において、これらの有害図書類については、満18歳未満の青少年への販売、貸付け、頒布又は供覧等が禁止されます(同条第3項)。

また、書店等の図書類取扱業者においては、これらを「区分陳列」とするとともに、「青少年が購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨の掲示」をしなければなりません(同条第4項及び第5項)。

区分陳列の方法はこちら

## 記

### 1 優良書籍

区分	作品の名称等	著者・発行所等の名称
書籍	マララ 教育のために立ち上がり、世界を変えた少女	著者 : マララ・ユスフザイ パトリシア・マコーミック 訳者 : 道傳 愛子 発行所 : 株式会社 岩崎書店

### 2 有害図書類(個別指定)

区分	図書類等の名称	出版社等の名称
雑誌	封印発禁TVDX 2015新年超拡大号	ミリオン出版株式会社
雑誌	実話裏歴史SPECIAL vol.26	ミリオン出版株式会社
雑誌	チャンプロード2015 2月号	株式会社笠倉出版社

### 3 有害図書類(包括指定)

区分	図書類等の名称	出版社等の名称
コミック	無敵恋愛エス☆ガール 2015 2月号	(株) ぶんか社
コミック	恋愛LOVE MAX 2015 2月号	(株) 秋田書店
コミック	aya 2015年2月号	(株) 宙出版
コミック	感じる美少女これくしょん	(株) マックス
コミック	春マン開♥発情系!! 美少女ぱらだいす	(株) マックス

コミック	微熱SUPERデラックス2015年2月号	(株) セブン新社
コミック	miniパラ 2015年2月号	(株) 竹書房
コミック	恋愛天国パラダイス 2015年2月号	(株) 竹書房
雑誌	GOLDEN TABOO! 総傑選! 究極にメ ケる無法痴態	(株) マックス
雑誌	実話ナックルズ 2015年2月号	ミリオン出版(株)
雑誌	封印映像お宝ファイル	(株) コスミック出版
雑誌	実話ブラック ザ・タブーSPECIAL VO L. 7	ミリオン出版(株)
雑誌	お宝レジェンド 伝説のカメラ小僧	(株) マガジン・マガジン
雑誌	裏モノJAPAN 2015年2月号	(株) 鉄人社
雑誌	裏モノJAPAN12月号別冊 中毒者続出! 過激 エロサイト200	(株) 鉄人社
雑誌	超絶! アイドル封印映像 2014 決定版	マイウェイ出版(株)
雑誌	金のEX 2015年2月号	(株) 大洋図書
雑誌	EX MAX! SPECIAL2015 Vol. 8 2	(株) ぶんか社
雑誌	レッドゾーン裏部隊 VOL. 4	(株) 大洋図書

〔「包括指定」制度について〕

次の要件をみたす「図書類」又は「がん具類」については、本県青少年健全育成条例上は、個別の諮問や指定行為（県報告示）を経ることなく、発行時又は製造時において自動的に「有害図書類」又は「有害がん具類」に指定されたものとみなされ、本県においては、満18歳未満の青少年に対する販売等が禁止されるという制度のことであります。

これに違反した場合には、「30万円以下の罰金」に処せられることがあります（同条例第34条第4項第2号及び第5号）。

【図書類】（同条例第18条第2項）

○卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵が20ページ以上、又は、ページ総数の5分の1以上ある書籍又は雑誌（第1号）

○卑猥な姿態等を描写した場面が、合わせて3分を超え、又は、連続して3分を超えるビデオテープ又はビデオディスク（第2号）

【がん具類】（同条例第20条第2項）

○下着の形状をしたがん具（第1号）

○使用済みの下着であるとして、又は、これと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品（第2号）

（「普通の未使用の女性用下着」であっても「女性の下着姿の写真」が添付されているものなどは、これにあたります）

○専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具（第3号）

## 平成26年度推奨の優良書籍

---

平成27年2月推奨

### マララ 教育のために立ち上がり、世界を変えた少女

著者 マララ・ユスフザイ  
パトリシア・マコーミック  
訳者 道傳 愛子

(小学生〈中学年・高学年〉、中学生、高校生、青年 及び 一般 対象)

著者マララさんは、わずか10歳にして教育を受ける権利を主張し、反対勢力から銃で撃たれ瀕死の重傷を負いながらも、暴力に屈することなく平和、子ども、女性の教育を訴え続けています。

この本は、マララさんの信念を持ち続ける勇気や力強く生き抜いている姿とともに、マララさん家族の絆も併せて描かれています。子どもから大人まで感銘を受ける作品であり、青少年の健全育成を図るうえで有益と認められる1冊です。

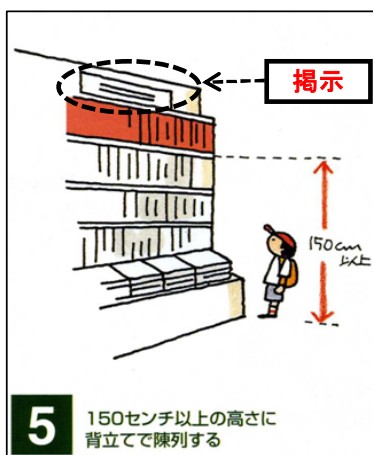
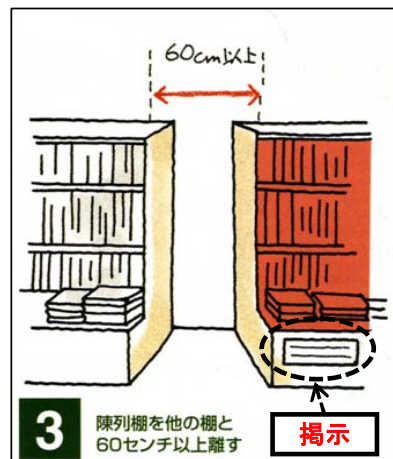
株式会社岩崎書店 発行  
¥1,836 (税込)

---

# 区分陳列の方法

[福島県青少年健全育成条例第18条第4項、同施行規則第2条の2]

図書類の販売又は貸付け等を業とする者は、次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区分するとともに、これを従業員が容易に監視できる店内の一定の場所にまとめて陳列しなければなりません。いずれの方法によるかは、それぞれの店舗において最適な方法を選択することになります。 **(併せて「掲示」も必要です)**



上の **1** ~ **6** いずれかの方法で「区分陳列」とともに、陳列場所の見やすい箇所に、下記の例のように**青少年が有害図書類を購入し、借り受け、閲覧し又は視聴することができない旨を「掲示」**しなければなりません。

## 「掲示」の一例

福島県青少年健全育成条例により、  
満18歳未満の方の（ ）  
をお断りいたします。

（ ）内には、購入、借受け、閲覧又は視聴など、該当する言葉を入れてください。

書店等の図書類取扱業者が、上記の方法により適切に区分陳列及び掲示をしていない場合、知事は、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は掲示をすべきことを命ずることができます。（同条例第18条第6項）  
この命令に違反した場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（同条例第34条第4項第3号）